

復興10年フェニックスプロジェクト推進会議  
ロゴ等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、復興10年フェニックスプロジェクト推進会議（以下「推進会議」という。）が所有するロゴ等（以下「ロゴ等」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「ロゴ等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 推進会議が著作権を有するロゴのデザイン（別記1）
- (2) 推進会議が定めたキャッチフレーズ（別記2）

(使用者の範囲)

第3条 ロゴ等を使用できるのは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 推進会議の構成団体
- (2) 国、地方公共団体
- (3) 報道機関
- (4) その他、推進会議の趣旨に賛同し、推進会議座長（以下「座長」という。）が適当と認めた者

(使用対象事業)

第4条 ロゴ等を使用できる事業は、災害復興10年を契機として実施する事業で次の各号のコンセプトのいずれかに該当するものとする。

- (1) 亡くなられた方への「追悼」
- (2) 全国からの支援に対する「感謝」
- (3) 経験と教訓の「伝承」
- (4) 復興した姿を全国へ「発信」

2 推進会議の趣旨に賛同した企業等が、推進会議の活動への協力を目的として使用する場合は、前項の限りでない。

(使用届及び使用申請)

第5条 ロゴ等を非営利目的で使用するときは、あらかじめ、「ロゴ等使用届」（様式第1号）に必要な書類を添付して、座長に提出しなければならない。

2 ロゴ等を使用し、製品化して営利目的で販売しようとするときは、あらかじめ、座長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、「ロゴ等使用申請書」（様式第2号）に必要な書類を添付して、座長に提出しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、前3項の手続きを省略することができる。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (2) 前号の他、座長が必要と認めたとき。

(使用許可)

第6条 座長は、前条第3項の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が復興10年フェニックスプロジェクトのPRに寄与すると認めるときは、使用の許可(以下「使用許可」という。)をすることができる。この場合において、座長は必要があると認める場合には、ロゴ等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 座長は、使用許可を行ったときは、「ロゴ等使用許可書」(様式第3号)により申請者へ通知する。

(使用期間)

第7条 ロゴ等の使用期間は、平成26年4月24日から平成27年3月31日までとする。

(使用料)

第8条 ロゴ等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 ロゴ等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届及び使用許可の内容により使用すること。
- (2) ロゴ等を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。(モノクロでの使用は可。)
- (4) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用しないこと。
- (5) 使用届及び使用許可に係る物品等の完成見本を速やかに推進会議に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用の取り消し)

第10条 座長は、第5条第1項に基づく使用届があった場合又は第6条による使用許可を行った場合において、その内容が以下の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴ等の使用を取り消すことができる。

- (1) この規程、使用届及び使用許可の内容に違反しているとき。
- (2) 推進会議の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) ロゴ等を使用しようとする者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規程する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（法第2条第6号に規程する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（6）その他、座長がロゴ等の使用について不相当と認めたとき。

2 前項の取り消しは、「ロゴ等使用取消書」（様式第4号）をもって行う。

3 第1項の規定により使用を取り消された者は、当該使用届に係る物品等の使用を直ちに廃止しなければならない。

（責任の制限）

第11条 前条の規定により、ロゴ等の使用を取り消した場合、ロゴ等の使用者に損害が生じても、座長は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

2 ロゴ等の使用者が、ロゴ等の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、座長は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

（変更届及び変更申請）

第12条 ロゴ等の使用者が、使用届又は使用許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「ロゴ等使用変更届・変更申請書」（様式第5号）に必要な書類を添付して、座長に提出しなければならない。

2 座長は、前項に規定する変更申請を受理した場合には、その内容を審査のうえ、相当と認めるときは、これを許可し、「使用変更許可書」（様式第6号）を交付する。

（その他）

第13条 本規程に基づき収集した個人情報、ロゴ等使用の取扱いに関する事務以外の用途には使用しない。ただし、届出者及び申請許可を受けた者の団体名、使用物件、使用目的、使用方法、使用数量ほか個人情報を含まない内容については公表する場合がある。

2 使用届及び使用申請書の提出をもって、使用届及び使用申請をした者が本規程の記載内容に同意したものとみなす。

（補則）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は座長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月24日から施行する。

2 この規程は、平成26年5月12日から施行する。

別記（第2条関係）

1 推進会議が著作権を有するロゴのデザイン



2 推進会議が定めたキャッチフレーズ

**復興10年 たくましく前へ、長岡  
～そのさきの未来へ～**